

藤沢市風致地区条例及び藤沢市片瀬漁港管理条例の一部改正について  
藤沢市風致地区条例及び藤沢市片瀬漁港管理条例の一部を次のように改正する。

2024年（令和6年）2月28日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市風致地区条例及び藤沢市片瀬漁港管理条例の一部を改正する条  
例

（藤沢市風致地区条例の一部改正）

第1条 藤沢市風致地区条例（平成26年藤沢市条例第25号）の一部を次のよう  
に改正する。

第3条第21号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」  
に改める。

（藤沢市片瀬漁港管理条例の一部改正）

第2条 藤沢市片瀬漁港管理条例（平成5年藤沢市条例第16号）の一部を次のよ  
うに改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め  
る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、漁港漁場整備法の一部が改正されたことに伴い、規定  
の整備をする必要による。